

あなたと議会を結ぶ情報誌

会により。はこね

11月臨時会·12月定例会 No.179

主 な 内 容

11月臨時会・12月定例会

議案の審議結果等・・・・・・・・・P2

議案ごとの審議結果(表) · · · · · P 3

一般質問······P 4 ~ P 7

広報広聴委員会発足について・・・・P7

議会諸活動等 ………



総務企画観光常任委員会 2/10

- ■発行/箱根町議会 〒250-0398 神奈川県足柄下郡箱根町湯本256 TEL. 0460-85-9570 FAX. 0460-85-8656
- ■編集/広報広聴委員会 ■http://www.town.hakone.kanagawa.jp ■印刷/有限会社石橋印刷

ました。 催され、 月21日に1日の会期で開 町議会11月臨時会は、 条例の改正を行い 11

例

る条例の一部改正)箱根町職員の給与に関す 人事院勧告に基づき、 国

改正することについて可決 改正され給料表、勤勉手当 じるため現行条例の一部を てもこれに準じた措置を講 れるため職員の給与につい の支給割合等の改定が行わ 給与に関する法律の一部が しました。

害補償条例の一部改正)箱根町消防団員等公務災

可決しました。 部を改正することについて ることに伴い現行条例の一 関する政令が公布施行され 行に伴う関係政令の整備に 世代育成支援対策推進法等 健全な育成を図るための次 次代の社会を担う子供の 一部を改正する法律の施 介護予防のための効果的な

定めるため、

期で開催され、条例の制定 改正のほか一般質問を行い ました。 月3日~12日の10日の会 町議会12月定例会は、

り、可決しました。

嬲万∭円とすることについ 990円を追加し、総額で88億 て可決しました。)箱根町一般会計補正予算 歳入歳出にそれぞれ凹万

家公務員の一般職の職員の

例

的な支援の方法に関する基 等の事業の人員及び運営並 準等を定める条例 びに指定介護予防支援等に 係る介護予防のための効果 ○箱根町指定介護予防支援

伴い指定介護予防支援等の る介護保険法の一部改正に 備に関する法律の施行によ を図るための関係法律の整 を高めるための改革の推進 指定介護予防支援等に係る 事業の人員及び運営並びに 地域の自主性及び自立性

支援の方法に関する基準を 新たな条例を ついて可決しました。

部を改正する条例

提出されたこの議案を、教 定める必要があることから

ターの職員等に関する基準 決とした委員長報告のとお 託し審査した結果、原案可 箱根町地域包括支援セン める条例」及び「箱根町指 及び運営に関する基準を定 ービスの事業の人員、設備 し平成24年度に制定した から町独自基準項目を削除 箱根町指定地域密着型サ

7 地域の自主性及び自立性 ビスの事業の人員、設備及

決とした委員長報告のとお 託し審査した結果、原案可 提出されたこの議案を、教 定める必要があることから 定めるため、新たな条例を 伴い、地域包括支援センタ る介護保険法の一部改正に 備に関する法律の施行によ を図るための関係法律の整 を高めるための改革の推進 育福祉環境常任委員会に付 の職員等に関する基準を 可決しました。

部を改正する条例 箱根町観光施設条例の

ターの閉館に伴い、現行条 例の一部を改正することに 箱根芦之湯フラワーセン

会を設置するため会議規則 行う場として広報広聴委員

角根町介護保険条例等の

を定める条例の制定につい 育福祉環境常任委員会に付 定地域密着型介護予防サー 「箱根町介護保険条例」

例の一部を改正することに 目を追加するため、現行条 定める条例」の2つの条例 支援の方法に関する基準を 介護予防のための効果的な 型介護予防サービスに係る び運営並びに指定地位密着 ついて可決しました。 から削除した町独自基準項 に「箱根町介護保険条例」

部改正 ○箱根町火災予防条例の

可決しました。 たことに伴い現行条例の一 部を改正することについて、 正する政令が公布施行され

計補正予算(第2号))平成26年度箱根町一般会

て可決しました。 129万00円とすることについ 50円を追加し、総額を8億 歳入歳出にそれぞれ330

康保険特別会計補正予算)平成26年度箱根町国民健 歳入歳出にそれぞれ206 万

て可決しました。 燗万∭円とすることについ ∭円を追加し、総額を16億

部分があるため県が事業の

特定認定を行うにあたって

部改正 箱根町議会会議規則の

消防法施行令の一部を改 案の審査または議会の運営 会」の実現に向け、箱根町 10条第12項の規定により議 携帯品の制限事項等を緩和 するとともに地方自治法第 会議規則に規定されている げる「町民に開かれた議 箱根町議会基本条例に掲 協議または調整を

決しました。 の一部を改正することを可

○国家戦略特区(旅館業法 を適用除外) に関する意見

書の提出

展開を図ろうとしている。 オリンピック・パラリンピ 応において不安を否めない 外国人滞在施設経営事業の 火対策など安心安全への対 国家戦略特別区域における ックの開催を視野に入れ、 この事業は治安維持や防 国においては200年の東

よう神奈川県知事に要望す となく、安心安全の確保に 向けた適切な対応が図れる ることについて可決しまし 制度の趣旨と反するこ

選

議会議員の選挙 南足柄市外四 ヶ市町組合

議員が当選されました。 指名推選により遠藤秀



○国家戦略特区(旅館業法

についての陳情書 障害者医療費助成制度継続 ○平成27年度における重度

· · · · · 採択

陳

情

議案ごとの審議結果

議案等	議決結果	村野 由紀子	川端祥へ		勝俣剛	小川鶴	勝俣公気	山田成富	稲葉 親太郎	和	石川	遠藤秀	折橋尚	沖津弘吉	西村和士
11月臨時会	果	于	介	明		雄	好	宣	郎	江	栄	則	道	幸	夫
箱根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可	0	0	\circ	0	\bigcirc	0	0	0	0	0	0	0	0	
箱根町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	可	0	0	\bigcirc	0	\bigcirc	0	0	0	0	0	0	0	0	
12月定例会															議
専決処分の承認を求めることについて	可	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	長
箱根町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について	可	0	0	0	0	\circ	0	0	0	0	0	0	0	0	は採
箱根町地域包括支援センターの職員等に関する基準 を定める条例の制定について	可	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	決
箱根町観光施設条例の一部を改正する条例の制定に ついて	可	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
箱根町介護保険条例等の一部を改正する条例の制定 について	可	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	ſ
箱根町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	可	0	0	0	0	\circ	0	0	0	0	0	0	0	0	参
平成26年度箱根町一般会計補正予算(第2号)	可	0	0	\circ	0	\bigcirc	0	0	0	×	0	0	0	0	加
平成26年度箱根町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号)	可	0	0	0	0	\circ	0	0	0	×	0	0	0	0	し
箱根町議会会議規則の一部を改正する条例の制定に ついて	可	0	0	\circ	0	\bigcirc	0	0	0	0	0	0	0	0	ま
国家戦略特区(旅館業法を適用除外)に関する意見 書の提出について	可	0	0	0	0	\bigcirc	0	0	0	0	0	0	0	0	t
平成27年度における重度障害者医療費助成制度継続 についての陳情書	採	0	0	0	0	\circ	0	0	0	0	0	0	0	0	ん
平成27年度における障害児者・透析者を含む移動困 難者に対する通院支援についての陳情	採	0	0	0	0	\circ	0	0	0	0	0	0	0	0	
国家戦略特区(旅館業法を適用除外)に関する意見 書の提出についての陳情	— 採	0	0	0	0	\circ	0	0	0	0	0	0	0	0	
	一採	: -	-部技	彩択		O :	賛原	 戉	×	: 万	 豆対				

出来ないか

地方債は地方財政

早い段階で決定したい。

考えている。

の規定で地方公共団

者負担増での町債の発行は

高等学校等通学費の保護

- ○勝俣 公好(P4)・高校生等通学費補助制度について
- ○遠藤 秀則(P4)・宮城野保育園の建て替えについて
 - ・イノシシの現状について
- ○折橋 尚道(P5)・箱根町地域福祉計画について
- 〇石川 栄(P5)・財政健全化について
- ○村野由紀子(P5)・箱根町地域防災計画について
 - ・公共施設のあり方について
- 剛一(Р6)・宮城野保育園移転について
 - ・定住化施策について
- ○川端 祥介(P6)・火山防災対策について
 - ・地方創生・地域創造型福祉について
- ○稲葉親太郎(P6)・散骨及び自然葬に関する当町の状況とその規制
- についての町の見解について ○山田 和江(P7)・公共施設白書について

が出来ないか伺います。

なぎ予算として以下の方法

い場合は緊急避難措置、つ

も通学費負担増の財源がな ろな削減を行い、どうして 直し入札、人件費等いろい アリーナ等の公共施設の見 局全体の問題です。レイク

動向を注視していく。

的には一地域

一文教施設

て替えが必要である。

か分からないが今後の国の

付金制度に該当する

制度崩壊を招く介護保険制度の改悪は撤回を

だけの問題ではなく、

町当

学費の負担増は教育委員会

町の考え方を問う

員が14項目にわたる一般質問を行いまし

12月定例会では、

町政全般へ9人の

議

た。なお、質問者及び質問項目は、

左の

表のとおりです。

掲載にあたっては紙面

回答共に抜粋し、

編集したものと 一の都合上、質問









について

局校生等通学費補助制度

万円負担から1万5千円負 0 教育委員会の案とし て現在の3カ月で1

担になると示されました。 住めなくなる。」「転居を考 生活が苦しくなり、箱根に 父兄会では、「この負担増は この引き上げに仙石原高校 ない。 入をもって財源とするとあ 体の財出は地方債以外の収 り、このことから発行でき

0

財政調整基金から出 金できないか。

もなく耐用年数の倍以上が

経っています。安心して教

1・保育の出来る施設とす

年が経過し、老朽化が進み

和39年に建築され50

0

温暖化が進む中、エアコン

財政調整基金は町の

貯金であり総合的に

所については土砂災害特別

べきと考えますが、

また場

なっておりますのでご了承ください

て考えていくと方針を示さ 子育て対策を重要課題とし 予測に対し、定住化対策、 りました。町は洲年の人口 えたい」等の発言が多数あ れております。そこで、通 困難である。 費で出金することは極めて 考慮すると、高等学校通学

学校通学費保護者負担増の 件で補助要請は出来ないか 援が入っていますが、高等 る地方創生予算で子育て支 り 国が、次期予算編成 通学費補助制度が交 に組むといわれてい

校跡地が適正かと考えます

大規模な修繕工事または建 舎を使用すると設備等含め 行ってきたが、今後長く園

が建て替えについて伺いま

化に伴う修繕を度々 宮城野保育園は老朽

区域であり子供の送り迎え の安全面を考え城内箱根分 は立っているのか 0 具体的な建て替えの スケジュールの目途

してゆきたい。 で予算があれば早々に準備 現状を考えると先 ばしにはできないの 延



公好

について

している。

宮城野保育園の建て替え

0 保育園と幼児学園 の

受講し資質向上を図って も幼稚園教諭と同じ研修を 達出来る様保育士について 点で同じレベルに到 小学校に入学する時 差はないか



おいて予想以上に少子化

宮城野保育園

するガイドブックを配布。 を設置した。地域生活に関



ついて 箱根町地域福祉計画に 折橋

尚遣

映した事業9項目について はきずなから」「こうふくは ふくは安心から」「こうふく 画の基本目標である「こう (Î) 目標達成度の評価を伺う。 豊かなメニューから」を反 平成23年度より実施 地域福祉計画では、 している地域福祉計 Î,

難訓練を実施した。 見守り活動の推進。災害時 広報活動や夜間も含めた避 策定し、 要援護者避難支援体制等を 自治体を単位とした、 災害時助け合いの

というボランティアルーム 動を行った。また、花見月 ンティアによる、サロン活 ら館では、毎月1回、 ィアの実施等を進め、 の実施や1人一品ボランテ の促進として、井戸端会議 せた事業を実施した。交流 室など、年齢や需要に合わ 高齢者の健康保持増進と 心配ごと相談、 ゆっくりゆったり教 生活教 ボラ さく を策定する。

っている。 前進もしくは現状維持とな などの相談受付窓口を設け: ている。昨年の中間評価で:機的状況にあるが5年間の 育委員会にある教育支援室 また民生委員・児童委員教 は、各事業とも、おおむね…実績評価を伺う。

ますが、平成28年度からの 方を伺います。 計画予定と計画策定の考え 画の最終年度となり

平成27年度がこの計

年間の新たな地域福祉計画 それぞれの事業内容を精査 行い、平成28年からの5カ 体を通じての評価、 すると共に、事前に計画策 定委員会を設け、再度、全 重要となってきますので、 今後は社会福祉協議 会との連携がさらに 検討を



民税収入の減、町財政は危 0) 社会保障費の増加、 公共施設老朽化、町

: ③④については達成可能。 9億円以内④起債額5億円 能だった。 金積み立て5千万以上。② 以内⑤町税・各種使用料徴 削減③特別会計への繰出金 以内②5年間で25人の職員 ①56は社会情勢等で不可 収率9%以上⑥財政調整基 六つの目標を設定① 年間経常経費19億円

を伺う 成評価が低いが今後の方針 0 プランは財源の重要 施策であり5年間達

職員一丸となって取り組ん 近づくよう要因を把握し、 プランに掲げた目標に 平成27年度予算編成 は今まで以上に厳し

るが財源の手立てとして新 0 一今の財政の危機は第 ニステージ※と考え

財政健全化について

切る時期が近いと考えてい 切る努力をしてきたが財政 ついて検討している。町民 税導入の考えはあるか。 困窮に伴い新税導入に踏み に負担増を求める前に身を 立し都市計画税等に 新税導入検討会を設

万を伺う。 (0) 箱根町は地方交付税 不交付団体だが考え

裕福と言われてきた。住民 ?皆さんに現実についてし かり説明してゆきたい。 今まで普通交付税に 頼らず不交付団体で

※第三ステージとは、 入っていることを表して も危ういその次の段階に れも」出来た時代から、 の減少により「あれもこ の時代を経て、それすら 「あれかこれか」の選択 予算

加

源の確保についてお伺いい 施設の維持更新の費用と財 る必要がある。今後の公共 設の効率的な運営を検討す 施設が今後も必要であるの 0) します。 規模は適正であるか施 公共施設のあり方に ついて現在ある公共

維持するためには、 インフラの整備などもあり 件費の総額は約17億円。 6倍の予算が必要となる。 朽化した建物の建て替えや 算出すると施設運営費、 現在の施設の水準を 平成22年度から平成 24年度までの平均で 約5、 老

(0) いて伺います。 箱根町の公共施設の 今後の課題と方針に

計画の中で位置づけていき 必要がある。公共施設再編 の見直しなど総量を抑える により複合化や配置

、公共施設白書を作成 して課題や将来の予



ついて 公共施設のあり方に 村野 由紀子

ます。 測を町民にも説明し取り組 です。町の考えをお伺いし みを進めていくことが必要

る状況をお伝えし、施設の 論を重ね計画を策定してま 更新問題を解決するために ることを説明し、丁寧に議 は施設の再配置が必要であ 持していくことが困難であ の制約から全ての施設を維 が必要であること、 いりたいと考えている。 今後多くの施設で大 規模改修や建て替え 、財政上



さくら館



呂城野保育園移転および定

住化について勝俣

について伺います。 る宮城野保育園の防災面等 0) 保育園では土砂災害 域内に設置されてい 土砂災害特別警戒区

保護者の方々へ協力も得て 性も考慮し、 年の老朽化した園舎の耐久 防工事も進んでいるが築50 かる。現在、澤の上流の砂 来ない園児をさくら館で預 仕事の都合でお引き取り出 事前に帰宅して頂いており、 様日頃より準備をしている された場合は、 て替えを決断する時期に来 さくら館で保育出来る 特別警戒情報が発令 近いうちに建 安全面を考 りに努める。 まう人にやさしいまちづく

関し道路等の整備を見直す ける住宅地の町道整備につ 町外に住居を求める状況も 道路幅の狭あいにより再建 必要があると思われます。 築が許可されずやむを得ず あると聞きます。 0 定住化対策の取り組 みの中、住宅建築に 町内にお 41 きたい。

に適合しない町道について ります。現行の建築基準法 法を見直し安全、安心に住 地域の視点に立った整備方: 地を町に提供して頂き、町 平成5年から道路後退用地:山災害対策に関して住民や が道路として整備をしてお: 整備要綱を設け後退する土:観光客にどのような周知、 $\sqrt{}$ 拡幅を進めるため、 町では狭あい道路の

いて伺います。) 未利用の町有地を活 用した宅地分譲につ

らない町有地について定住 難しいことから未利用町有 費用が多額となり、実施が 点からも積極的に売却して 地であまり造成費用が掛か: ては防災マップの作成、防 効な手段と考えている。 化を図る上、 かしながら、 定住化対策として有 未利用の宅地分譲は 土地の形態等 害の危険性と避難方法を周

知する看板の設置も検討し



フ月に発足した防災 会議の目的役割や火 造型福祉について

のか 新たに設置した組織であり、 民を避難させる広域避難計 火による大量の火山灰など 画の策定などを目的として の居住地域への被害から住 箱根火山防災会議に ついては大規模な噴

財源確保の視: 涌谷などでは様々な火山被 : 災講演会の検討をする。大 : 平時における情報提供とし 報伝達手段や避難施設の整 国の防災基本計画に基づく 識の普及啓発をしている。 難訓練の実施、 ている。観光客も含めた情 防災協議会として位置づけ 避難計画の策定と、避 火山防災意

ていると考える。

少子高齢化・ 少社会を迎える中、

安全対策を講じていかれる

主体性を尊重して行う福祉 行っていく地域の自主性や、 祉サービス事業者とともに 動の提案に、町や民間の福 型福祉から地域の自発的活 6次総合計画の中心であり、 される地方版総合戦略は第 などと併せ各施策の検証を にふさわしい地方創生策の く。従来の町民からの要望 行いその中身を精査してい 人口減少対策、 しごと創生法で努力義務と つだと思う。まち・ひと・ うな取り組みも箱根 箱根ジオパークのよ 定住化対策

を目指していきたい。 杉並木

ジオサイト

いる。

火山防災対策および地方創生・地域創 川端 祥介

本町の地方創生政策と事業 の実現を達成していく考え 町にふさわしい創造型福祉 帯と個性を発揮できる箱根 方針を伺いたい。住民の連 方を伺う。 設置については、 その規制について。 0)

散骨できる施設等の 現在、町内において、

ないもの

考慮すれば、散骨場の設置 関わるなどの主張もあり、 次に、当町における散骨及 る際の撒かれる側の感情や と考えるが、散骨がなされ と把握している。また、こ 観光関係の風評被害などを び自然葬に関する規制につ 記録として残っていない。 好ましくないのではないか することは、基本的人権に 各自の行為についてを規制 が、散骨を各人が行うこと いての相談等についても、 が必要ではないかと考えて などに対する一定のルール いての町の見解についてだ れまでに、施設の設置につ

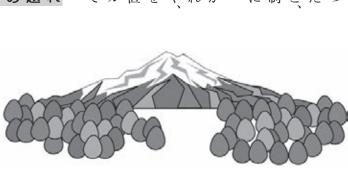
意向を何らかの形で把握 であることから、 0 までにない行政課題 自然葬がこれ 町民等の



町の見解について その規制についての 散骨及び自然葬に関する当町の状況と 稲

散骨及び自然葬に関 する、当町の状況と いる内容について。 ることが必要と答弁され

うふうに考えている。 が取れるのではないかとい 作業の中で、何らかの方法 いるので、現在、 ープラン策定作業を進めて 同時期に、次期マスタ の第6次総合計画ま 平成29年度から計 その策定



を参加させないのか。

作りに施設を利用する住民 った目的は何か。なぜ方針 が作られた。この白書を作

0) 0) りも先にスタートしている 施設管理計画の策定要請よ 案を策定した段階でパブリ で施設のあり方を検討して ついて町民と丁寧に議論し いく第一歩として作った。 ^ クコメントの実施を予定 ر د ۲ ている。施設の再配置に ではない。 でひな形を基に策定した なると想定されるの 国が市町村に公共 起債の活用

公共施設を利用したシンポジウム

財源の確保が厳しく

どのように考えているのか の取り壊しにも起債が認め 省のひな形通りの白書にな られることになっているが っているのか。また、施設

総務 回を求める。

制度の維持や高齢者介護が め必要だ。改定にはご理 必要な方々の生活を守るた ただきたい。 準備が整い次第移行 していく。介護保険



公共施設白書介護保険に

出

はなく民間活力等を用 て有効利用を検討したい。 6月に強硬成立され

した。

よりの編集を行っていくこととなりま

従前の議会だより編集委員会の委員

おり広報広聴委員会が発足し、

議会だ

167の施設の今後40年間の維

作られている。当町も町の

「公共施設白書」が

持管理や大規模改修に約44

億円が必要になるとの白書

保険料55%の引き上げの撤 サービスが保険給付から外 る要支援1・2の訪問通所 れるがその準備状況と介護 され町の総合事業に移行さ 化が15年4月から実施され 基づく介護保険制度の具体 た医療介護総合法に

動となります。

月定例会の議決結果にありますと 4 広聴委員会発足

てゆきます。 委員長

をお届け出来るよう、 親



山田成宣委員 村野由紀子委員 折橋尚道委員 勝俣剛一副委員長 勝俣公好委員 (下段)遠藤秀則委員 稲葉親太郎委員長

からさらに3名加えて7名体制での活 読みやすく分かりやすい議会だより 委員一 同邁進し

次号(6月発行)の表紙に掲載する写真を募集します。氏名、住所、 電話番号を記載した ものを必ず同封して下記の宛先にご応募ください。締切は5月1日金

「自然(風景・植物・動物・昆虫など)|

先: 〒250-0398 箱根町湯本256番地 箱根町議会事務局

E-Mail: web_gikai@town.hakone.kanagawa.jp

応募の条件

- オリジナル作品で未発表の写真に限ります。
- 縦長の写真を募集します。
- 合成写真はご遠慮ください。
- 応募者は応募作品の制作者であること、また応募作品の著作権を完全に保有していること。
- 掲載した画像の著作権並びに被写体の持つ諸権利(特に肖像権)に関して、箱根町および 箱根町議会は一切の責任を負いかねます。
- 現像した写真でもデータでも応募いただけますが、提出された写真は、返却いたしません のでデータでの提出を推奨いたします。

議会改革等推進特別委員会の議会改革に関する経過報告

今回報告する議会改革については、10月16日に特別委員会、11月21日・12月9日に全員協議会、9月30日・10月10日・10月31日に検討部会並びに議会運営委員会との合同会議で協議決定した事項をお伝えします。

- ① 「箱根町議会広報広聴委員会」の設置。広報広聴委員会は、議会だよりの編集をするとともに 議会の情報発信、議会報告会・意見交換会などを中心に執り行う委員会です。
- ② 「議会情報化推進」すべての会議において、会議内容などに関する説明や、審議に関する検索 閲覧等をすることを目的として、タブレット端末やその他電子機器等の持込を許可するととも に、写真撮影・録音など許可も合わせて実施します。
- ③ 「箱根町開かれた議会傍聴規則」制定。今までの傍聴規則を大幅に改訂し、多くの方が傍聴できるように傍聴席数を配慮することや傍聴人受付簿に住所・氏名のみの記載とする簡略化を図ります。傍聴席からの写真撮影・録音を自由とし、それに関する事前の議長許可を廃止といたします。また、児童・乳幼児同伴の傍聴者受け入れを考え、児童及び乳児の傍聴席入室に関する禁止項目を削除します。
- ④ 「政務活動費の公開」ホームページにて政務活動費に関する領収証を1円から公開すると共に、 政務活動費を活用しての視察や事業等の報告書も公開いたします。
- ⑤ 「議会開催に関する情報発信」傍聴を予定する方々の便宜を図るために、議会開催に関する内容を記載したポスターを出張所や町の施設等に掲示します。

議会改革等推進特別委員会委員長 折橋尚道

12月定例会で審議した陳情について一部採択としたので意見書を提出しました。提出した意見書は下記のとおりです。P2~3にも記事を掲載していますのでご覧ください。

国家戦略特区(旅館業法を適用除外)に関する意見書

2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催を見据えて国は国家戦略特別区域法を制定し、多くの外国からのお客様を迎えるべく環境整備を図ろうとしていることは、インバウンド誘致に力を入れております策根としては大いに勢迎するところであります。

を入れております箱根としては大いに歓迎するところであります。 さて、この特区法で「外国人の滞在に対応した宿泊施設の提供」として旅館業法の適用除外が定められております。この政策はマンションなどの空き部屋を外国人観光客向けの宿泊施設として利用できるように規制緩和するものであります。

本町には数多くの旅館・ホテル等宿泊施設があり、日々安心安全な滞在をしていただくために国内、国外を問わずお客様にはおもてなしの心により受け入れているものであります。

そのような中で、この政策に対して治安維持や防火対策など安心安全への対応において不安があるのは確かで、先人たちから引き継ぎ、築き上げてきた「箱根」のイメージが損なわれることにも繋がりかねないと危惧する部分もあります。

事業者が旅館業法の特例を用いた事業を行うにあたっては、神奈川県が特定認定を行うこととされておりますが、制度の趣旨と反することなく、安心安全の確保に向けた適切な対応を図るよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成26年12月12日提出 神奈川県足柄下郡箱根町議会議長 西村 和夫

後

記

報広聴 委 委 委 委 郵 副 委 委員 員 員員員員長長 委 員会 山勝折遠 稲 田俣橋藤 野 俣 由 親 紀 剛子 成公尚秀宣好道則

て広報広聴委員会となりたにスタートいたします。一世民に開かれた、よりにはな議会を目指すため、生号からはページ数を増やして、なりにでいきます。多に、大の町民の皆さまにとって、まう、委員一同努力してきますので、今後の議会だよりとなっよう、委員一同努力して、まる、、委員一同努力して、 会が 年度 版 ふ雪の (議会改革の) からいたない いも平成 もう春 とう 職委員会となり新 会改革の一環とし いました。平成 のは従来の編集委 でする。議 期 た草 州待くださ が 剛 しら 出方、